


地理空間情報の提供・流通促進と法制度

開発担当者：国土交通省国土計画局
更新日 2009. 11. 10

1. 概要と学習目標

1.1 本講義の背景と学習目標

◎背景

- 平成19年5月:「地理空間情報活用推進基本法(基本法)」成立
- 
- 平成20年4月:「地理空間情報活用推進基本計画(基本計画)」策定
- 誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づいた確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指す。

1.1 本講義の背景と学習目標

◎学習目標

- ① 基本法の理念、基本計画が示す目指すべき姿、それを踏まえた国の取組状況について学ぶ。
- ② 地理空間情報の提供・流通促進の意義について理解を深めるとともに、その際に発生しうる個人情報保護・知的財産権の権利処理などの問題及びそれに対処するための基本的な考え方について学ぶ。

1.2 地理空間情報の定義について

• 地理空間情報

- 空間上の特定の地点や区域の位置を示す情報（位置参照情報、例：地図など）。
- 上記に加え、**台帳や統計といった位置参照情報に関連付けられた情報**も含む。
 - 土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等

• 地理空間情報の定義（基本法第二条）

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）

二 **前号の情報に関連付けられた情報**

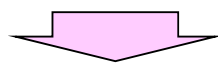
2. 地理空間情報に関する国の取り組み及び提供流通の意義について

2.1 地理空間情報の活用推進に向けた政府の取組の背景及び経緯

2.1 地理空間情報の活用推進に向けた政府の取組の背景及び経緯 ①

政府の取組の出発点

- (1) **阪神・淡路大震災**の発生(平成7年1月)
(震災直後)どこにどんな被害があるのか(状況の把握)
(復旧作業)瓦礫はどうしたら効率よく撤去できるか
- (2) **国際的な取り組み**の進展
 - 米国における連邦地理データ委員会(FGDC: Federal Geographic Data Committee)の設置と国家空間データ基盤(NSDI: National Spatial Data Infrastructure)整備に向けた取り組み
 - 国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)における標準化への取り組み



- 地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議の設置(平成7年9月)
- 国土空間データ基盤(NSDI)の整備、地理情報システム(GIS)の普及へ向けた取り組み開始

2.1 地理空間情報の活用推進に向けた政府の取組の背景及び経緯 ②

政府のGISに関する取り組みの経緯

- 1995年9月 「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」設置
- 1996年12月 「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」同会議決定
 - ・政府の取り組みの基本方針(基盤の整備と普及)を確認
- 1999年3月 「国土空間データ基盤標準及び整備計画」同会議決定
 - ・基盤的な地図データの項目を標準として定め、整備計画を決定
- 2002年2月 「GISアクションプログラム2002-2005」決定
 - ・最低限の電子地図が全国カバー。より高度な基盤的地図データへのニーズが高まる
- 2005年9月 「測位・地理情報システム等推進会議」設置
- 2007年3月 「GISアクションプログラム2010」決定
 - ・基盤的地図情報が位置の基準として相応しい整備水準となることを目指す。
- 2007年5月 **地理空間情報活用推進基本法の成立**
 - ・測位・地理情報システム等推進会議」の構成員等を変更
- 2007年8月 **地理空間情報活用推進基本法の施行**
 - 国土交通省令(基盤地図情報の項目及び基準)の施行
 - 国土交通省告示(基盤地図情報の整備に係る技術上の基準)の施行
- 2008年4月 「地理空間情報活用推進基本計画」閣議決定
- 2008年6月 推進会議の名称を「地理空間情報活用推進会議」に変更

2.2 地理空間情報活用推進基本法及び政府の推進体制

2.2 基本法関連 ①

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)の概要

基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報は国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤

第1章 総則

目的、定義、基本理念、国・地方公共団体の責務、事業者の努力、連携の強化、法制上の措置等

第2章 地理空間情報活用推進基本計画の策定等

基本計画の策定等、関係行政機関の協力体制の整備等

第3章 基本的施策

第1節 総則

調査研究、普及啓発、人材育成、行政の地理空間情報の活用、個人情報保護等

第2節 地理情報システムに係る施策

基盤地図情報の整備、地図関連業務の基盤地図情報の相互活用、基盤地図情報等の円滑な流通、地理情報システムに係る研究開発等

第3節 衛星測位に係る施策

衛星測位に係る連絡調整、衛星測位に係る研究開発、技術実証、利用実証の推進等

附 則

2.2 基本法関連 ②

地理空間情報活用推進基本法の主要な用語

「地理空間情報」とは

空間上の特定の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む)とこれに関連付けられた情報。

水域や空域においても特定の位置を示す情報とこれに関連付けられた情報は地理空間情報である。

「基盤地図情報」とは

電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる情報で電子化されたもの。道路や鉄道のように場所の目印となり、または三角点のように地図作成の基準となる。

その項目及び基準については、国土交通省令第七十八号で規定されている。また、その整備に係る技術上の基準については、国土交通省告示第千四百四十四号で規定されている。

「地理情報システム」とは

地理空間情報を電子地図上で一体的に処理する情報システム。

大量の地理空間情報の場合や他の情報との複雑な照合が必要な場合であっても、分析結果を視覚的に表現することにより、迅速かつ的確な判断等が可能となる。

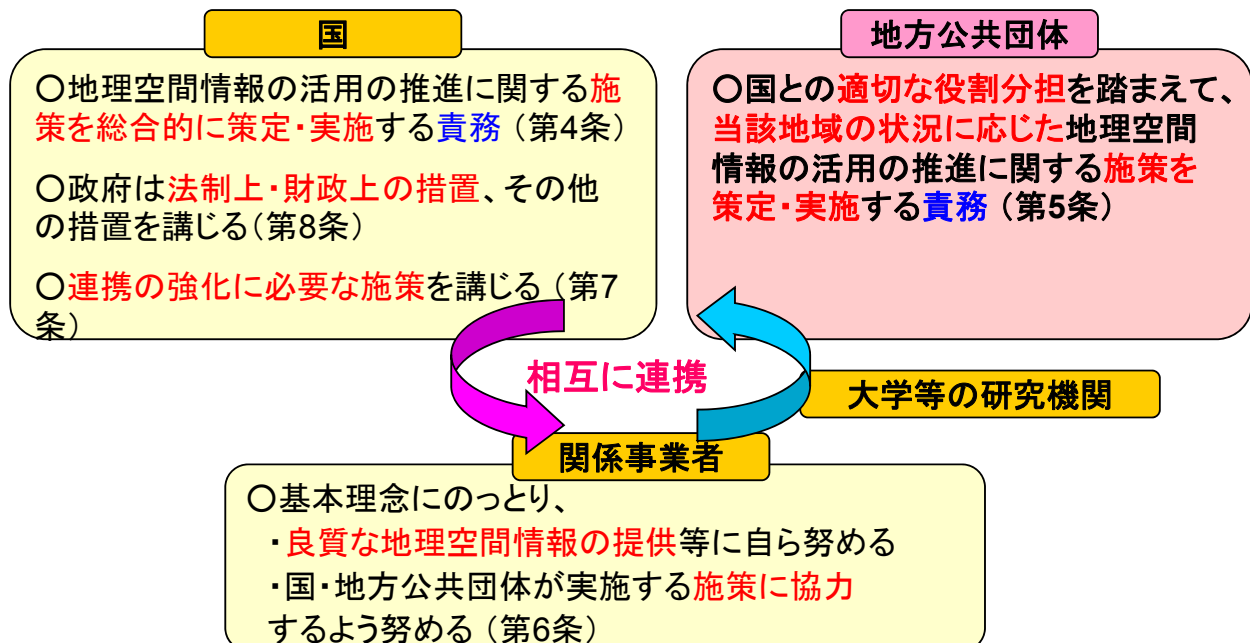
2.2 基本法関連 ③

地理空間情報活用推進基本法の基本理念

1. 地理空間情報(空間上の位置を示す情報(当該情報の時点情報を含む)等)の整備・提供、地理情報システムや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等による総合的・体系的な施策の実施。
(国土空間データ基盤(NSDI: National Spatial Data Infrastructure)の形成)
2. 地理空間情報の活用の推進に関する施策が相乗効果を発揮するよう、関係施策を実施。
3. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境の確保。
4. 効果的・効率的な公共施設の管理、防災対策の推進及び国土の利用・整備・保全、国民の生命・身体・財産の保護。
5. 行政運営の効率化・高度化。
6. 多様なサービスの提供。
7. 多様な事業の創出と発展及び環境との調和。
8. 民間事業者の技術提案及び創意工夫の活用。
9. 個人の権利利益侵害、国の安全の確保への配慮。

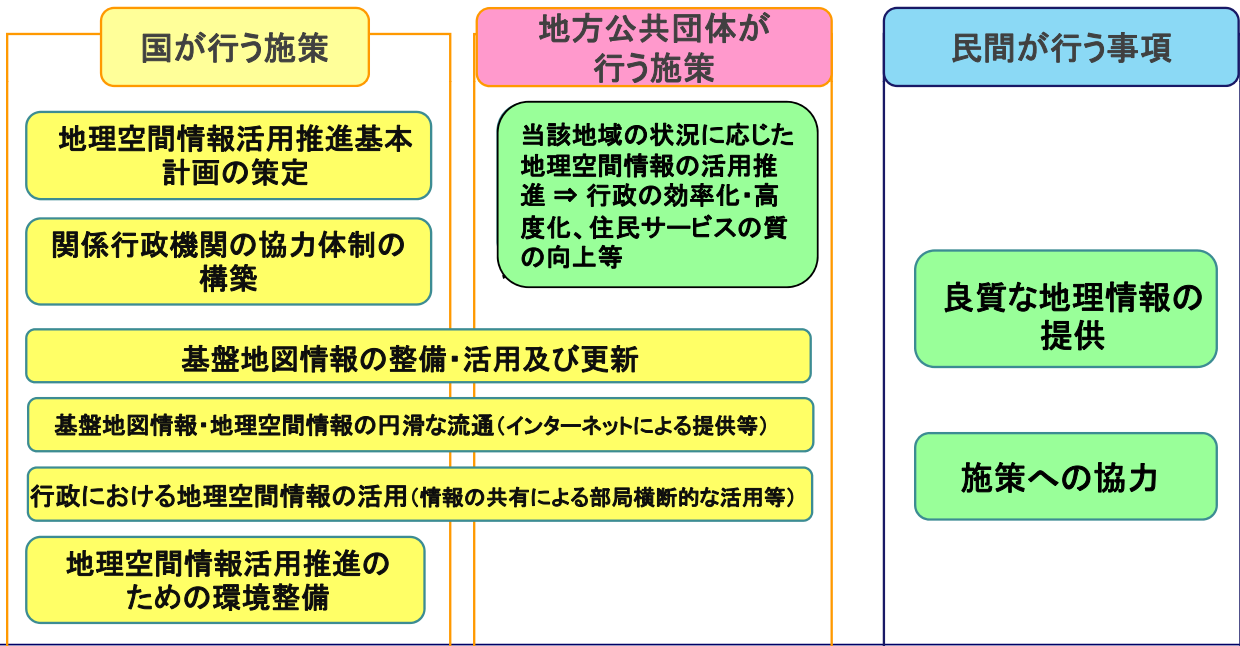
2.2 基本法関連 ④

基本法が規定する国・地方公共団体等の役割



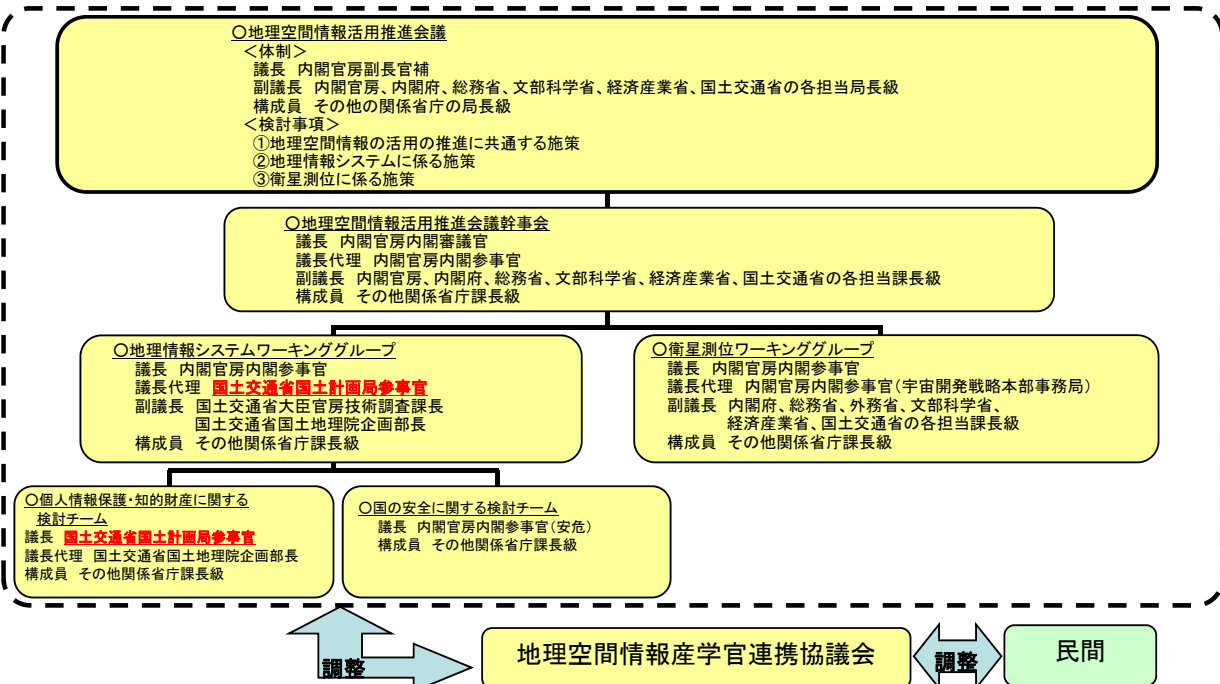
2.2 基本法関連 ⑤

地理空間情報活用施策の推進



2.2 基本法関連 ⑥

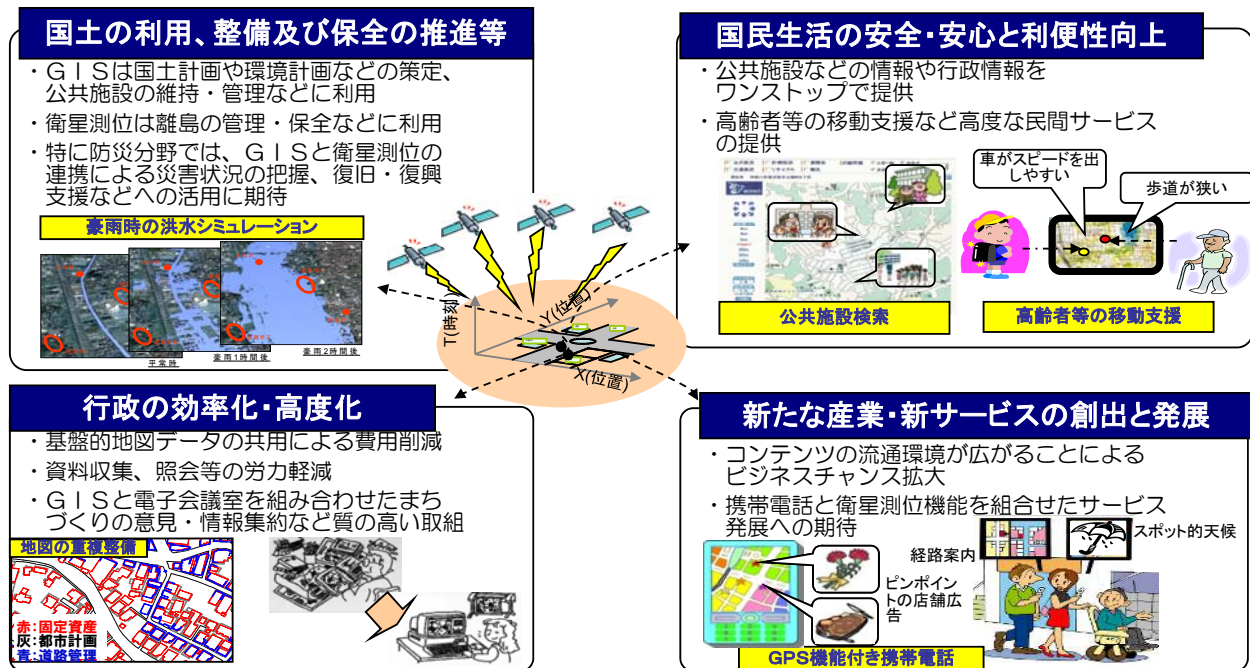
地理空間情報の活用推進に関する関係府省の連携・調整の体制



2.3 地理空間情報活用推進基本計画 (地理空間情報高度活用社会の実現、地理空間情報の提供・流通促進の意義について)

2.3 基本計画関連(高度活用社会、提供流通促進の意義) ①

目指すべき姿 —「地理空間情報高度活用社会」の実現—



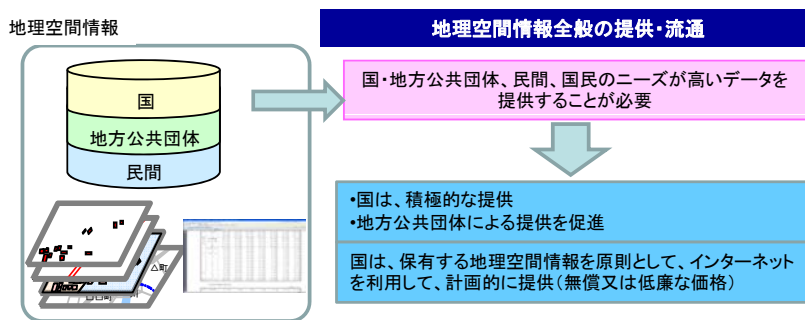
2.3 基本計画関連(高度活用社会、提供流通促進の意義) ②

現状の課題と重点施策



2.3 基本計画関連(高度活用社会、提供流通促進の意義) ③

地理空間情報の提供・流通促進の必要性



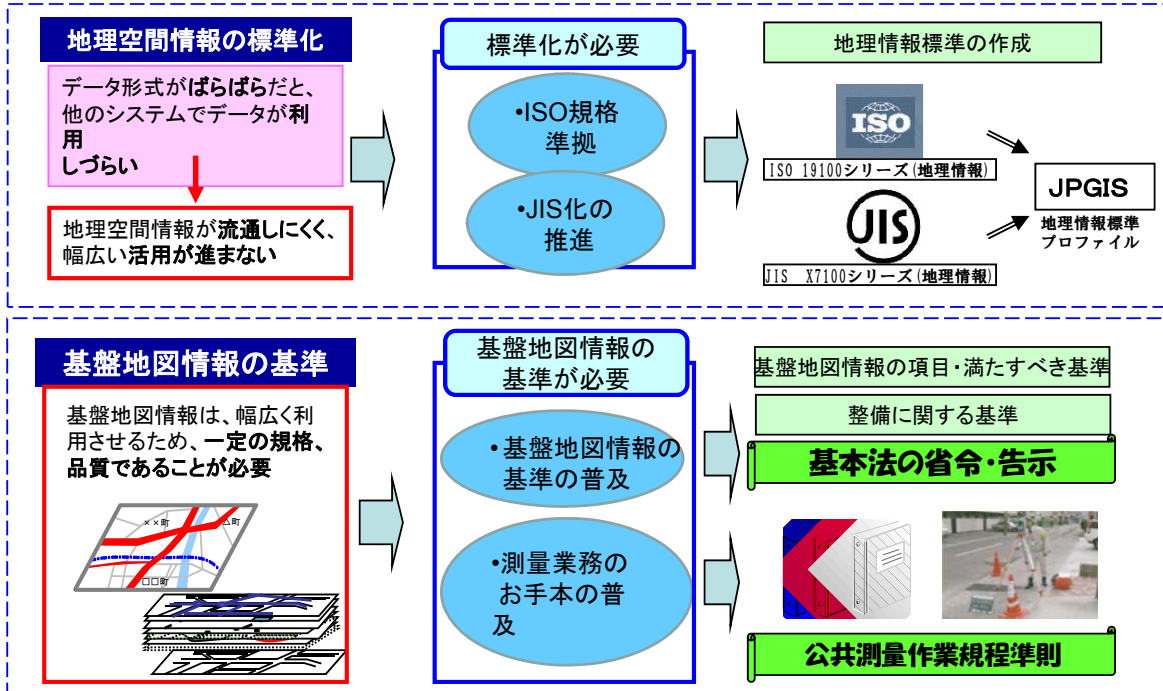
提供・流通の促進による効果の具体例 ~ 直接的効果・間接的效果を含む多様な効果

- ・行政機関相互間の提供・流通の促進による行政の効率化、行政サービスの向上
- ・民間企業への提供・流通促進による既存サービスの高度化や地理空間情報を活用した新規ビジネスの創出(交通における移動支援、観光情報提供、防災、高齢者見守り、環境・まちづくり活動支援等、多彩なサービスモデル創造の可能性)
- ・まちづくりや環境保全活動等への提供促進による多様な主体の活動支援
- ・教育分野への提供促進によるGISを活用した講習の展開等人材育成の支援

2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例

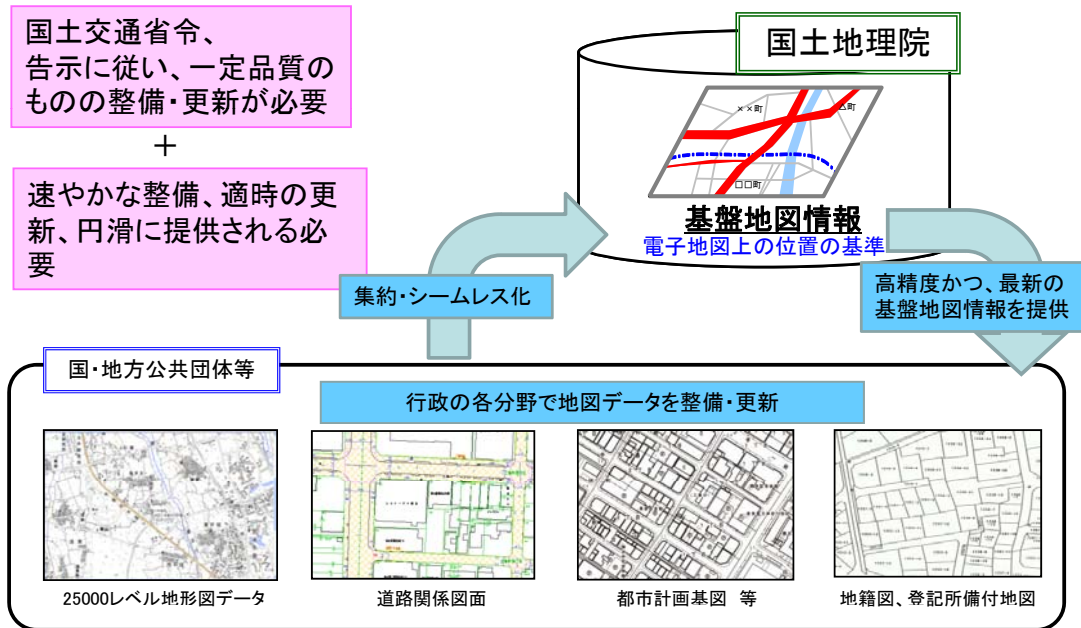
2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例 ①

地理空間情報の整備・提供に関する基準等



2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例 ②

基盤地図情報の整備・更新

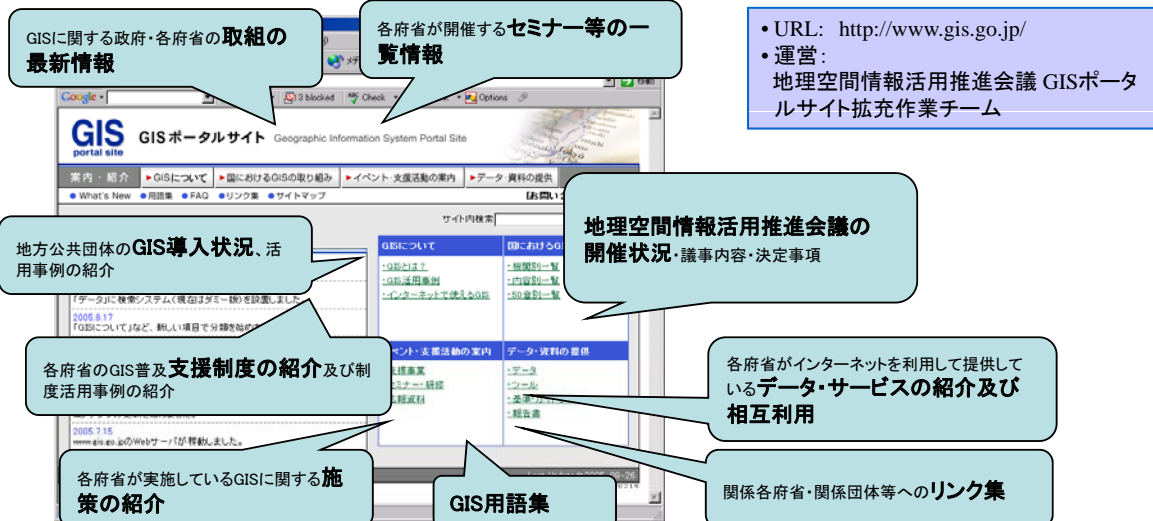


2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例 ③

GISポータルサイトの運営

目標

1. GISに関する政府の政策の総合的な窓口
2. 利用者が必要とする情報を確実に入手できる
3. 情報の検索に係わる利用者の負担を極力少なくする



2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例 ④-1

電子国土Webシステムの配信及び電子国土ポータルへの運用

■電子国土Webシステム

- 電子国土Webシステムを活用することで、誰でも無償で地図を閲覧するほか、**地図サイトを作成・配信**することができる。
- 電子国土Webシステム及び背景地図は、国土地理院から無償で提供されている。
(ユーザーは、地図上に載せる情報を準備すれば地図サイトを作ることができる)

■電子国土ポータル

- 電子国土Webシステム及び背景地図の配信等を行うほか、行政機関や民間団体等の活用事例を紹介などを行う。
- その他、背景地図の更新情報、電子国土に関する講習会の案内など

- URL:
<http://portal.cyberjapan.jp/index.html>
- 運営:
電子国土事務局



2.4 政府における提供・流通促進に係る施策例 ④-2

電子国土Webシステム 利用例

国、地方公共団体、教育機関、個人など多様な主体により利用例されている(電子国土ポータルサイトに一覧あり)

利用例:安全安心マップ(教育機関)



利用例:観光情報(地方公共団体)

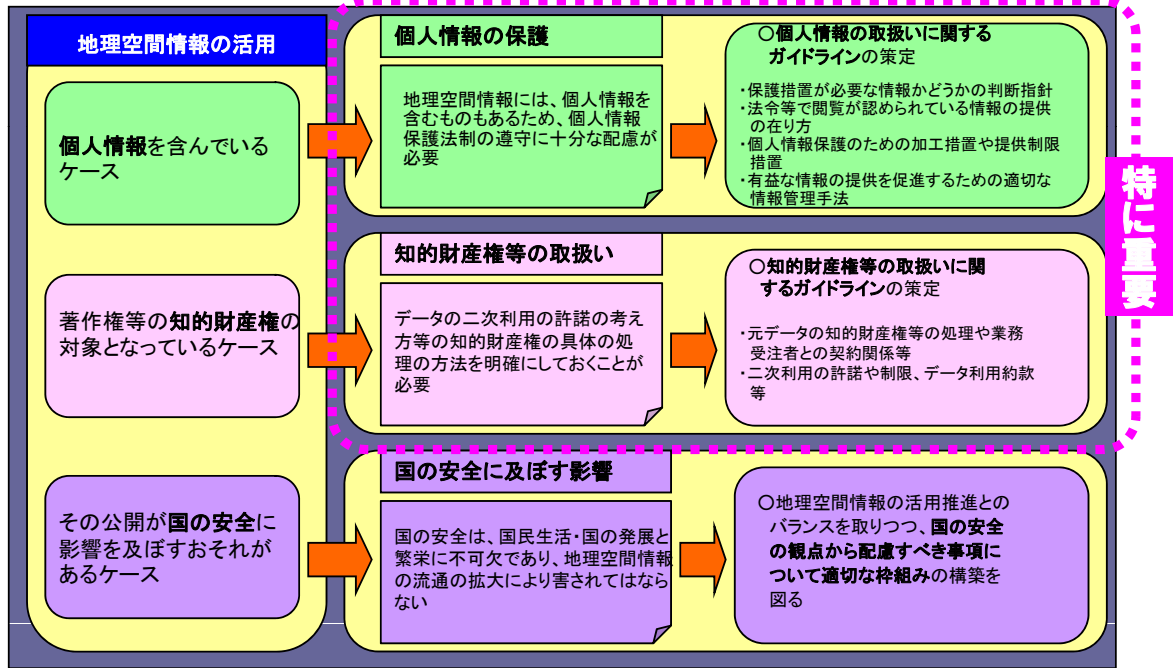


3. 地理空間情報の提供・流通を促進する際に発生しうる問題及びその対処方法に関する基本的な考え方

3.1 地理空間情報活用の際の問題点など

3.1 地理空間情報活用の際の問題点など

①地理空間情報を扱う際の問題点について



3.1 地理空間情報活用の際の問題点など

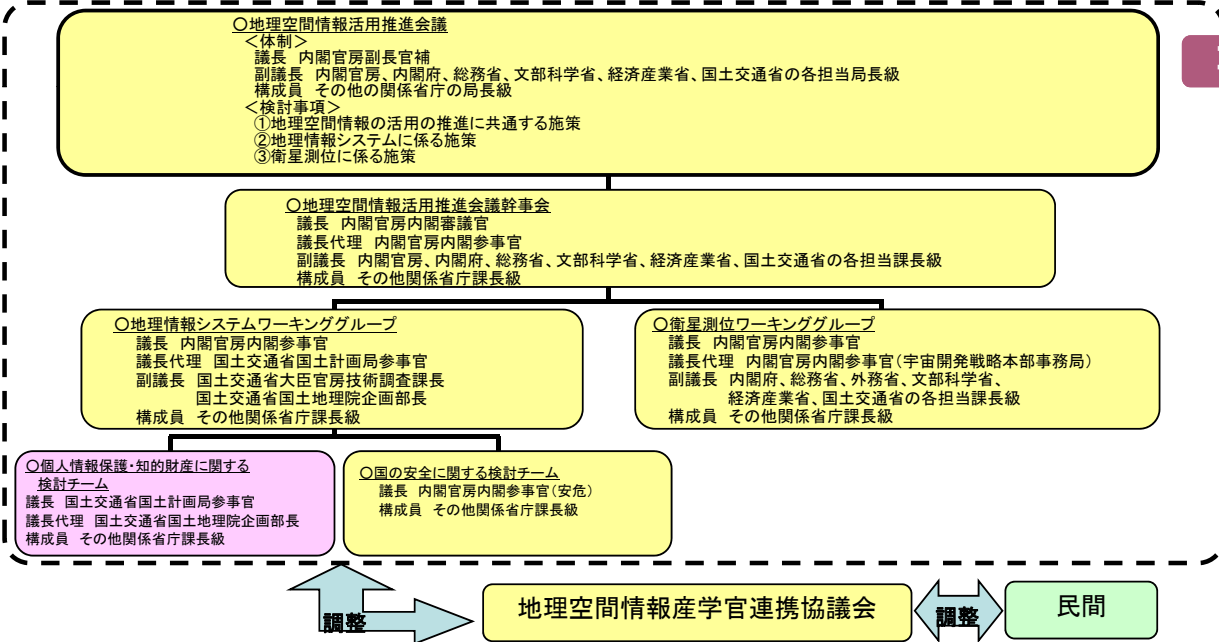
■ 地方自治体が整備・提供する地理空間情報は、「著作権法」、「情報公開法」、「地方自治法」、「補助金適正化法」、「測量法」、「個別法」などの法制度により、以下のように位置付けられる。

1. 創作性を有する地理空間情報は、著作物として位置付けられるため、**適正な権利処理に基づく情報流通**を促進することが期待される。(著作権法)
2. 行政が保有する地理空間情報は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除き、行政文書として位置付けられるため、個人情報など不開示情報を除き、**積極的な情報提供**が期待される。(情報公開法)
3. 行政が保有する地理空間情報の著作権は、公有財産として位置付けられるため、**適正に管理・運用**すると共に、有効に利活用されることが期待される。(地方自治法)
4. 行政が補助金等を活用して特定目的のために整備した地理空間情報であっても、行政投資の多重投資を回避する観点から、その目的を既に満たし支障を及ぼさない範囲で、**適正かつ有効に利活用**することが期待される。(補助金適正化法)
5. 行政が保有する地理空間情報は、測量法や個別法によりその提供及び利用等について規定されている場合があるが、二次利用を促進するという観点からは、**当該法制度に則りつつ最大限利活用**を推進することが期待される。(測量法、個別法)

3.1 地理空間情報活用の際の問題点など

②政府における検討体制(検討チーム)について

「個人情報保護・知的財産に関する検討チーム」を設置、ガイドライン策定に向け検討中



3.1 地理空間情報活用の際の問題点など

③ガイドラインの目的・位置付け

地理空間情報の活用に関しては、個人情報の取扱及び二次利用促進それぞれについて、政府でガイドラインを検討。

	目的	適用範囲
地理空間情報の活用における個人情報の取扱に関するガイドライン	・国、地方公共団体等において、有益な地理空間情報を活用していくため、個人情報保護のための適切な措置をとり、情報を提供する側も安心して、地理空間情報の提供、利用ができるようにする。	・国、地方公共団体等が取り扱う地理空間情報を対象とする。
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン	・知的財産権等の権利の侵害や、それを懸念した地理空間情報活用の萎縮が生じないように、データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等の具体的な処理の方法を明確にし、より付加価値の高い地理空間情報を作成し提供できるようにする。	・国、地方公共団体等が二次利用を行う場合と、他者が二次利用する地理空間情報を国、地方公共団体等が提供する場合作対象とする。

3.2 個人情報保護(基礎編)

3.2 個人情報保護(基礎編)

①個人情報保護法に関する基礎

◎一般法としての個人情報保護法 (個人情報の保護に関する法律)

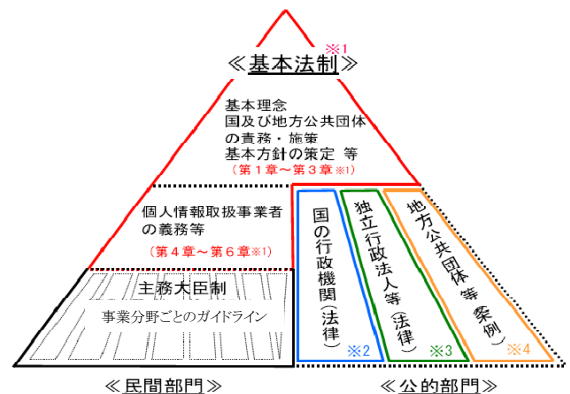
- ◎国の行政機関対象 ⇒ 行政機関個人情報保護法
- ◎独立行政法人等 ⇒ 独立行政法人個人情報保護法
- ◎地方公共団体 ⇒ 個人情報保護条例

なお、独立行政法人等個人情報保護法は、政府の一部を構成するとみられる法人を対象としているため、同法の内容は、行政機関個人情報保護法に準じたものである。

【関連】情報公開法

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- 対象文書(行政文書・法人文書)の範囲
- 行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているもの。

個人情報保護法制の体系イメージ



※1 個人情報の保護に関する法律
 ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
 ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
 ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

(出所)内閣府

3.2 個人情報保護(基礎編)

②個人情報の定義

他の情報と照合した場合の**個人の特定容易性**について、差異がある。

法律・条例	個人情報の定義
個人情報保護法	「個人情報」とは、 生存する個人 に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と 容易に照合 することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
行政機関個人情報保護法/独立行政法人等個人情報保護法	「個人情報」とは、 生存する個人 に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
三重県個人情報保護条例	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
西宮市個人情報保護条例	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
市川市個人情報保護条例	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録されるもの若しくはされたものをいう。

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

①地理空間情報における個人情報の考え方

地番や居住番号等の特定の位置参照情報を含む地理空間情報

⇒不動産登記情報や市販の住宅地図(誰でも閲覧可能)との照合により特定個人が識別可能

⇒GIS上で管理すれば、多くの情報と面的、ビジュアル的に照合が可能

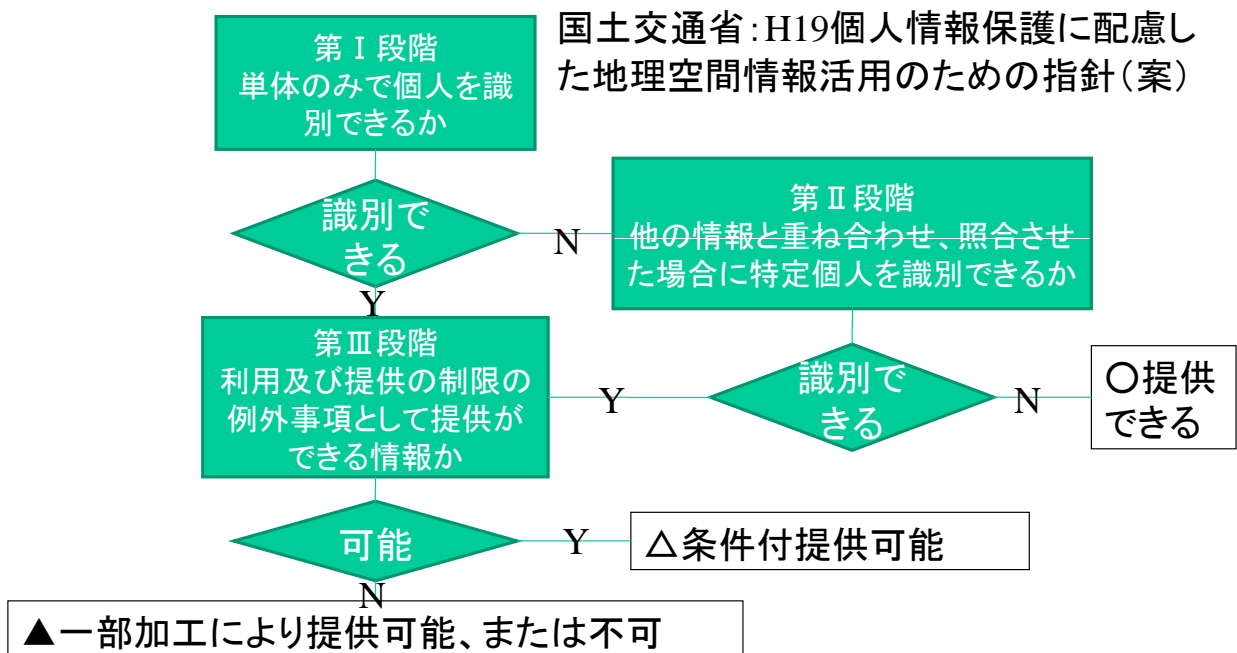


他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報は「個人情報」であり、上記の地理空間情報も原則個人情報である！

ただし、個人情報に該当しても、ただちに利用・提供が不可能となるわけではない。保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の検討が必要である。

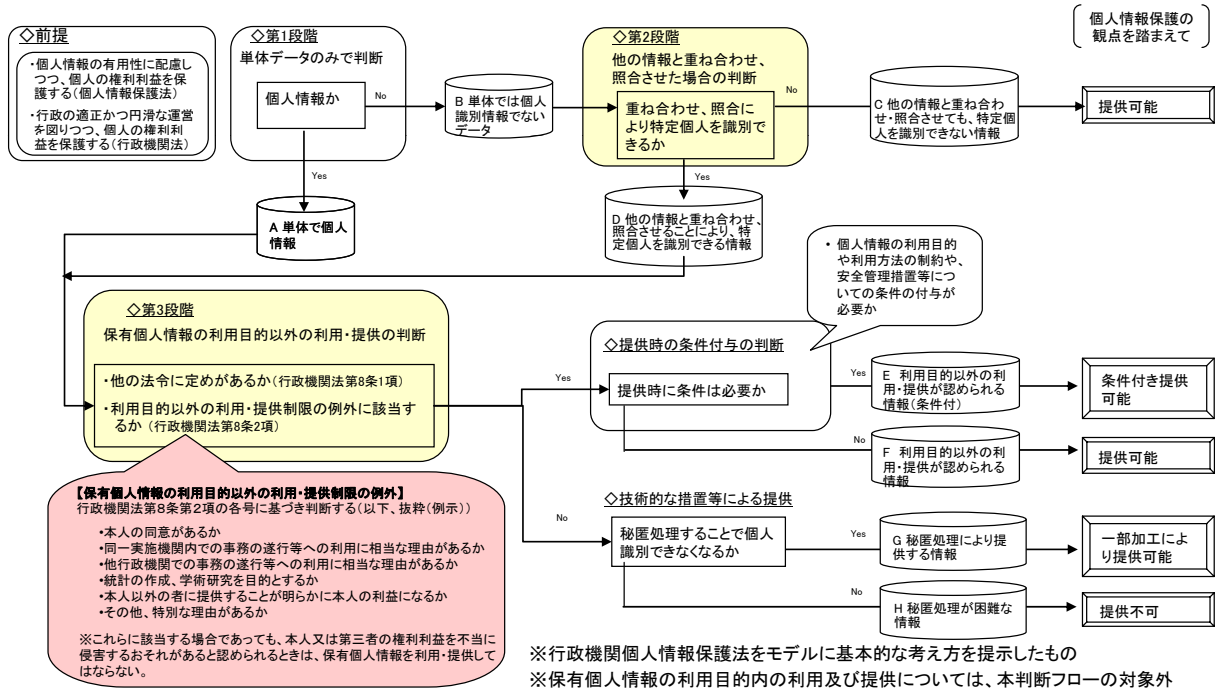
3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-1 個人情報該当性の判断について (提供可否判断フロー(概論))



3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-2 個人情報該当性の判断についての判断について (提供可否判断フロー(詳細))



3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-3 個人情報該当性の判断について (地番現況図の例)

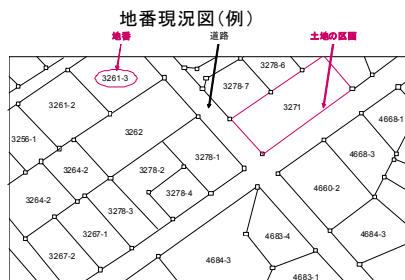
地番現況図に係る個人情報保護の考え方

地番現況図とは:

地方税法に基づき、小町村は、土地・家屋の所有者や所在地、地積や家屋面積等を記した固定資産課税台帳を備えることとされている。当該台帳に付随して土地に関する地番や位置関係の現況を現す図面が地番現況図である。

利用ニーズ:

行政における道路、上下水道等の公物管理等に於いて活用されている例もあるなど地理空間情報として有用性が高く、また、民間事業者においても地番と航空写真、地図等を重ね合わせた利用ニーズも相応にみられる。



法令等における取扱い

・固定資産課税台帳は、地方税法の規定により、納税者への部分的な縦覧が義務付けられているほか、納税者本人への本人に係る情報の閲覧が義務付けられている。

・地番現況図については、法令等に基づく縦覧又は閲覧に関する規定はないものの、地方公共団体によっては、ホームページで公開している例、窓口で当事者以外の第三者に対する写しの交付を行っている例も見られる。

※参考

統合型GIS推進指針(平成20年3月総務省自治行政局とりまとめ)においては、地番現況図における筆界・地番は、共用空間データとして活用可能である旨位置づけられている。

一般に地番図は、誰でも閲覧可能な登記簿等と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがある情報とされているが、開示の可否判断に係る見解は分かれている。

「地番情報」等に関する情報公開・個人情報保護審査会における答申例

○「特定の地番に係る土地所有者の住所、氏名等」に係る判断(平成20年度(行信)答申第519号要旨)

特定の地番に係る土地所有者の住所、氏名等については、個人情報に該当するが、一般に誰でも閲覧が可能である不動産登記簿によってそれらを確認できることから、法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当する。

→ よって開示することが妥当

○地価公示鑑定評価書における「特定の取引事例地の所在・地番及び住居表示」に係る判断(平成20年度(行信)答申第585号要旨)

当該欄には、取引事例地の所在・地番及び住居表示が記載されており、これは何人でも閲覧ができる不動産登記簿や市販の住宅地図等と照合することにより、当該取引事例地の所有者又は取引当事者が明らかとなることから、取引事例地の所有者又は取引当事者が個人である場合については、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。鑑定評価員が標準地の鑑定評価額を算定するに当たって、どの取引事例地を使用したかについては法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えず、同号ただし書きからいまだに該当しない。

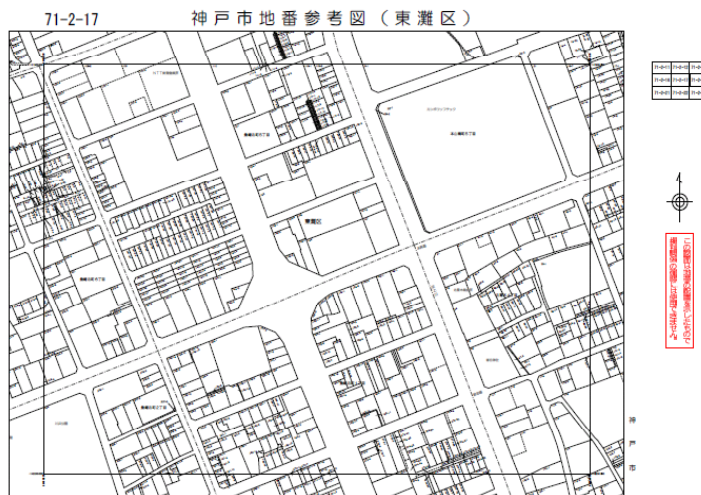
→ よって不開示することが妥当

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-3-1 自治体による地番現況図等の提供事例(神戸市)

- ・地番参考図をウェブ上(地番参考図閲覧システム)で公開。
- ・利用にあたっては、以下の条件を明示。

- ・この図面は、内容を証明するものや申請その他の資料として用いることはできません。参考図としてご利用ください。また、図面の内容について、住所地(住居表示)からの検索等、電話でのお問い合わせは受け付けておりません。
- ・神戸市は、本システムの利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- ・本システムにより提供されるすべての地図情報の著作権は、神戸市にあります。
- ・本システムで得られた情報を営利目的で利用することはできません。
- ・本システムで得られた図面につき、変形・変更・加筆・削除等の編集を行うことはできません。
- ・この図面は地番の配置を記載したものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。したがって、権利関係の確認には使用できません。また、実測図ではありませんので求積の資料には適しません。
- ・この図面に記載の道路については、道路幅員・境界位置及び終始端位置などの道路の形状を示すものではありません。
- ・この図面は平成18年1月1日時点で作成したものであり、それ以降の分合筆等の異動につきましては法務局で確認してください。また、都市計画事業の施行区域内等におけるお問合せは、直接、事業を担当する部署までお問合せください。
- ・この図面は市税事務所備付けの閲覧用地番参考図(A2(ISO規格準拠)サイズ)をPDF形式として公開しているものであるため、図面内に表示されている縮尺値と画面表示・印刷時の縮尺とは異なります。



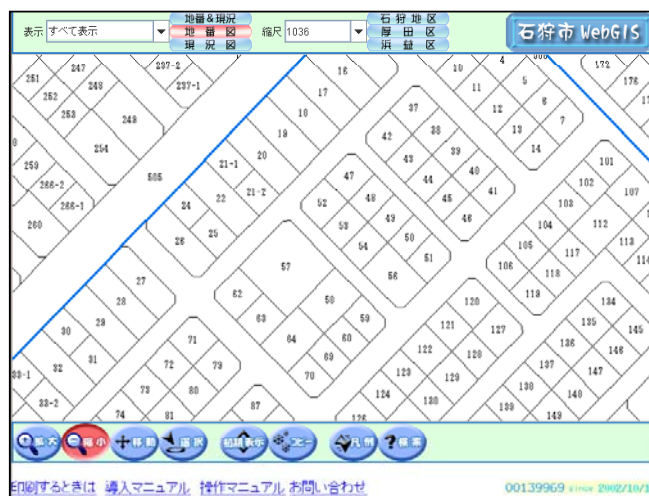
(出所)神戸市地番参考図閲覧システム
(http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/tax/main_tochi_sanko.html)

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-3-2自治体による地番現況図等の提供事例(石狩市)

- ・地番図、現況図等をウェブ上(石狩市WebGIS)で公開。
- ・利用にあたっては、以下の条件を明示(主なもの)。

- ・各種地図は、表示されている特定の内容について証明するものではありません。
 - ・石狩市は、各種地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、いかなる場合にも一切の責任を負いません。
 - ・石狩市は、その他各種地図に関していかなる保証もいたしません。
 - ・各種地図は、土地の境界を示しているものではありません。
 - ・各種地図は、作成時期及び精度が異なります。精度を超える縮尺に拡大すると、表示位置や現況との差異が発生します。
 - ・各種地図の内容の詳細については、担当課へお問い合わせください。
 - ・各種地図は、あくまでも概要をお知らせするものとして公開していますので、権利や義務の発生するもの、取り引きの資料とするものなど、重要な情報は必ず担当課の窓口でご確認ください。
 - ・地番図は、石狩市が独自に作成したものであり、土地台帳付属地図又は公図とは必ずしも一致しません。また、それぞれの筆はだいたいの位置を表すものであり、筆界線は境界の位置を表すものではありません。
- 【著作権について】**
当サイトから発進される地図コンテンツの著作権は石狩市に帰属しますが、他の団体及び企業が著作権を有する場合は出典について明示してあります。この場合は対象となる地図コンテンツの著作権はそれぞれの団体及び企業に帰属します。これらの地図コンテンツについて著作権を有する団体及び企業に無断で複製、改変、送信等を行うことは権利侵害となりますので禁止します。



(出所)石狩市WebGIS
(<http://gis.city.ishikari.hokkaido.jp/gis/index.html>)

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-4 個人情報の目的外の利用・提供が認められるケースについて

○ 行政機関個人情報保護法第8条第2項において、個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外として、以下の規定に該当する場合は掲げられている。

(本人の同意等)

- ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(行政機関等の内部又は相互間における利用・提供)

- ・行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

- ・他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(第三者を含む者への提供)

前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき(※1)、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき(※2)、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき(※3)。

(※1)の例：・医師に対し、学会発表のため、診療諸記録ファイル等を提供する場合。

(※2)の例：・医療機関に対し、個人の病状を照会するため診療録を提供する場合。

(※3)の例：・国民年金基金連合会に対し、加入資格確認のため健保給付ファイルを提供する場合。

- ・公益法人に対し、国の委託事業の実施のため求職台帳を提供する場合。

- ・国の行政機関における幹部公務員の略歴(氏名・生年月日・出身地・学歴・職歴等)の一般への公表。

3.3 個人情報保護(地理空間情報編)

②-5 個人情報に係る技術的な秘匿措置等の例

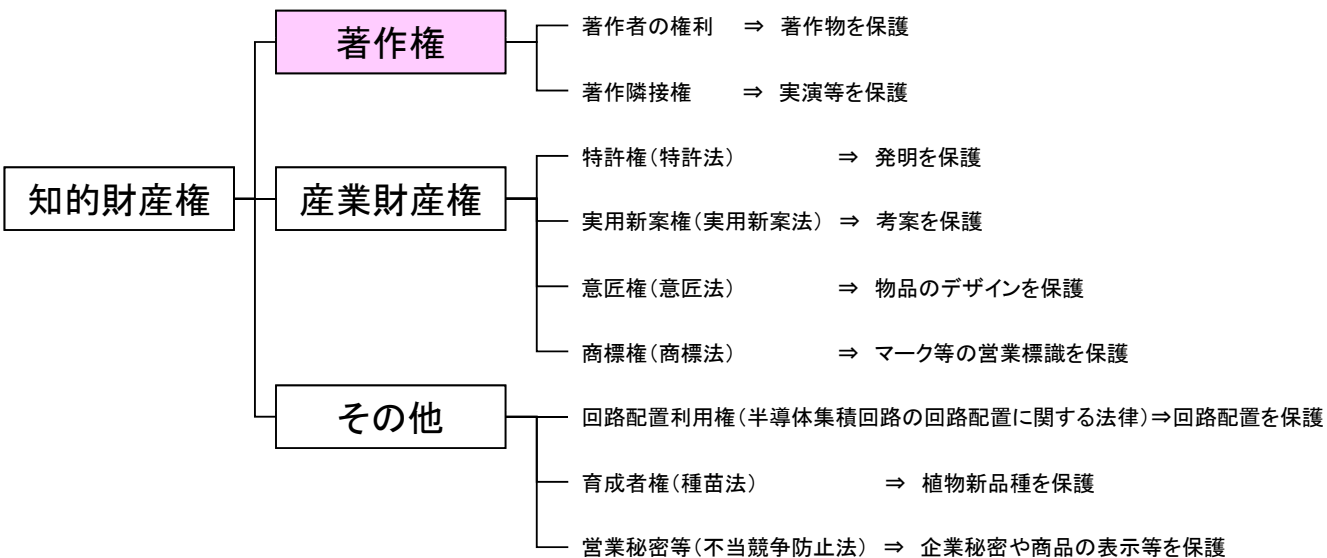
秘匿措置等の例	措置の概要
識別情報の削除(マスキング)	・個人の識別に繋がる情報を削除した上で提供する。
識別情報のグルーピング	・個人の識別に繋がる可能性がある値をグループ分けし、階級区分として表記する。(例：34歳の場合、31～35歳と表記)
識別情報のトップ・コーディング	・個人の識別に繋がりやすい情報(例：100歳以上の高齢者世帯等)を、特に大きな値や小さな値を〇〇以上としてまとめて表記する。
地域単位による集計	・町丁目、メッシュ等による集計を施した情報を提供する。 ・ただし、集計後の合計が少ないために、個人の特定に繋がりやすい場合も想定される。上記のグルーピング及びトップ・コーディングの加工措置もあわせて必要。
デジタル画像の解像度低減	・個人の権利利益侵害に結びつかないように、空中写真等の解像度を低減して提供する。 ・測量調査技術協会の検討によれば「屋上や庭先の人物が識別できないもの、自動車種が特定できないもの、その他個人の財産や生活状況が類推できないもの」までに解像度を低減すべきとされている。
レイヤの分離	・地理空間情報をレイヤ別に保有し、個人に関する情報に該当すると思われる項目が記載されたレイヤの表示や提供を制限。
縮尺の制限	・番地までの住所や建物が特定されないよう、そのポイントが表示される縮尺を制限する。(主にプライバシー情報に適用される)

3.4 知的財産(基礎編)

3.4 知的財産(基礎編)

① 知的財産権とは何か

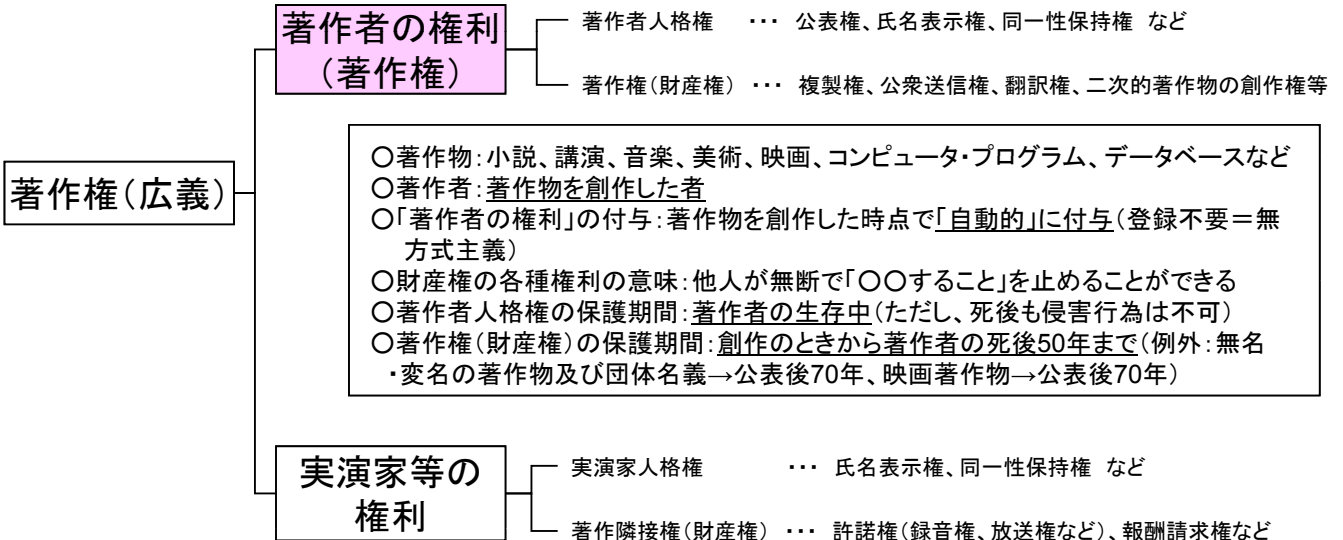
知的財産権: 知的な創作活動によって何かを創り出した人に付与される「他人に無断で利用されない」といった権利のこと。「知的所有権」「無体財産権」もほぼ同義。



3.4 知的財産(基礎編)

②著作権制度の概要

著作権は、国際的なルール(ベルヌ条約)に従い、以下のような権利によって構成されている。著作権の範囲と内容について定めたのが「著作権法」。



3.5 知的財産(地理空間情報編)

3.5 知的財産(地理空間情報編) ①

地理空間情報に係る知的財産権(著作権)の考え方について(著作物性の判断)

著作権の種類

著作者人格権

→著作者の人格的利益を保護する権利。公表権・氏名表示権・同一性保持権からなる。

著作者財産権

→著作者の財産的利益を保護する権利。複製権・公衆送信権・翻訳権、二次的著作物の利用に関する権利等からなる。

全ての地理空間情報が著作物
に該当するわけではない

地理空間情報に係る著作物性の判断の視点

地図の著作物性

各種素材の取捨選択、配列及び表現方法を総合した創作性をもって著作物性が認められたケースがある。

台帳・統計の著作物性

構成する情報について、素材の選択や配列に創作性がある場合には、編集著作物として認められる可能性がある。

3.5 知的財産(地理空間情報編) ②

地理空間情報に係る知的財産権(著作権)の考え方について(提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方について(契約のバリエーションなど))

著作権は、発注者又は受託者のいずれかが創作性を発揮したかによってその帰属が異なる。

契約等であらかじめその帰属を決定しておかないと提供・流通段階でトラブルが発生するおそれ

提供・流通を見据えた受託者との契約のあり方(バリエーション)

- ①受託者(民間事業者等)から発注者に著作権を全部譲渡する場合
- ②著作権を発注者と受託者(民間事業者等)との共有にする場合
- ③著作権を受託者(民間事業者等)のみに帰属させるが、発注者における庁内利用は可能とする場合

3.5 知的財産(地理空間情報編) ②

地理空間情報に係る知的財産権(著作権)の考え方について(提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方について(契約のバリエーションなど))

地理空間情報の円滑な提供・流通に資する著作権の処理に係る契約が重要

○例1:著作権を発注者に譲渡するように定める契約文例

「…受託者は、本契約によって製作を行った〇〇地理空間情報について、一切の知的財産権、中間成果物及びその他本成果について発生する全ての権利(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)を発注者に譲渡するものとする。…また、発注者から使用許諾を得た者が本成果を利用する際に、受託者は著作人格権を行使しないものとする。」

○例2:著作権を発注者と受託者(民間事業者等)との共有にする契約文例

「…本契約によって製作を行った〇〇地理空間情報について、一切の知的財産権、中間成果物及びその他本成果について発生する全ての権利(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)を、受託者と発注者で共有するものとする。ただし、受託者は、発注者が下記に列挙するような利用をすることについて、あらかじめ無償かつ無制限で包括的に同意するものとする。(記)……」

○例3:著作権を受託者(民間事業者等)のみに帰属させるが、発注者における庁内利用は可能とする契約文例

「…本契約によって製作を行った〇〇地理空間情報について、一切の知的財産権、中間成果物及びその他本成果について発生する全ての権利(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)を、受託者が専有するものとする。ただし、受託者は、発注者が下記に列挙するような利用をすることについて、あらかじめ無償かつ無制限で包括的に同意するものとする。(記)……」

3.5 知的財産(地理空間情報編) ③

測量法における測量成果の取扱い

測量法の目的

①測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること、②測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くこと等が測量法の目的である。

※以下、測量法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

測量法改正(平成19年)

測量において得られた成果の活用を一層促進するため、国が作成した地図等の基本測量(※1)の測量成果(※2)をインターネットにより提供する制度の創設、地図等の測量成果の複製等に係る規制の合理化等が実施された。

(概要)

①地図等の基本測量(※3)の測量成果のインターネットによる提供の実施、②測量成果等の複製承認手続きに関する規制の緩和、③公共測量成果の複製・使用承諾申請のワンストップ化、④測量に関する永久標識又は一時標識の設置等の際の公表等

※1:すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うもの

※2:当該測量において最終の目的として得た結果

3.5 知的財産(地理空間情報編) ③

測量成果等の閲覧及び謄抄本交付

・測量成果等の写しの閲覧: 国土地理院長は、基本測量と同様、公共測量(※3)の測量成果(※4)の写し及び測量記録(※5)の写しを一般の閲覧に供する。

・測量成果等の写しの謄抄本交付: 公共測量の測量成果の写し、測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする場合に、国土地理院長に申請し、さらに申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

※3: 測量に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量

※4: 当該測量において最終の目的として得た結果

※5: 測量成果を得る過程において得た作業記録


測量成果の複製、使用

・測量成果の複製: 公共測量の測量成果のうち、図表等を測量の用に供し、刊行、インターネット提供するために複製する場合には、測量計画機関(国、地方公共団体等)の承認が必要。

・測量成果の使用: 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得る必要がある。また、承認を得て測量を実施した場合は、得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示する義務がある。公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行する場合やインターネット提供する場合にも、その旨を明示する義務がある。

3.6 今後の予定等

3.6 ガイドライン策定に向けたスケジュール

- 平成21年度(今年度)
 - 地方公共団体向けガイドライン素案
 - 平成22年度中
 - 地方公共団体等への説明会の開催
 - 地方公共団体、民間事業者等からの意見聴取
 - 地方公共団体における実証的検討
- 
- 地方公共団体向けガイドライン策定
※別途、民間事業者向けガイドラインの検討開始

最後に・・・

本テキスト、国の地理空間情報に関する施策等に関する問い合わせ

○本テキスト、国の地理空間情報に関する施策等に関する問い合わせは参事官室まで

国土交通省国土計画局参事官室
連絡先 TEL:03-5253-8353(直通)

国土計画局参事官室の業務

- ・ 地理空間情報活用推進会議※の事務局として、特に地理情報システム(GIS)に関するとりまとめを担当。
- ・ 地理空間情報の活用及びGIS利用の推進、国土情報の整備等に係る施策を展開。

※地理空間情報活用推進会議

- ・ 政府の地理空間情報に関する活用推進を図る組織であり、関係府省によって構成される。
- ・ 事務局:内閣官房、国土交通省国土計画局、国土地理院。

○地理空間情報に関する国の施策、国土計画局の取り組み等は以下のHPでご覧いただけます。

- ・ GISポータルサイト(地理空間情報活用推進会議GISポータルサイト作業チーム)
<http://www.gis.go.jp/>
- ・ 地理空間情報活用推進会議ホームページ(内閣官房)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>
- ・ 国土計画局GISホームページ
<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/gis/index.html>

4. まとめ・質疑応答

(このページから後ろは、講義用であり、教材には含みません)

ふり返り ①

◎学習目標

再掲

① 基本法の理念、基本計画が示す目指すべき姿、それを踏まえた国の取組状況について学ぶ。

② 地理空間情報の提供・流通促進の意義について理解を深めるとともに、その際に発生しうる個人情報保護・知的財産権の権利処理などの問題及びそれに対処するための基本的な考え方について学ぶ。

ふり返り ②

目指すべき姿 —「地理空間情報高度活用社会」の実現—

再掲

国土の利用、整備及び保全の推進等

- ・GISは国土計画や環境計画などの策定、公共施設の維持・管理などに利用
- ・衛星測位は離島の管理・保全などに利用
- ・特に防災分野では、GISと衛星測位の連携による災害状況の把握、復旧・復興支援などへの活用を期待

豪雨時の洪水シミュレーション

国民生活の安全・安心と利便性向上

- ・公共施設などの情報や行政情報をワンストップで提供
- ・高齢者等の移動支援など高度な民間サービスの提供

公共施設検索

高齢者等の移動支援

行政の効率化・高度化

- ・基盤的地図データの共用による費用削減
- ・資料収集、照会等の労力軽減
- ・GISと電子会議室を組み合わせたまちづくりの意見・情報集約など質の高い取組

地図の共有化

新たな産業・新サービスの創出と発展

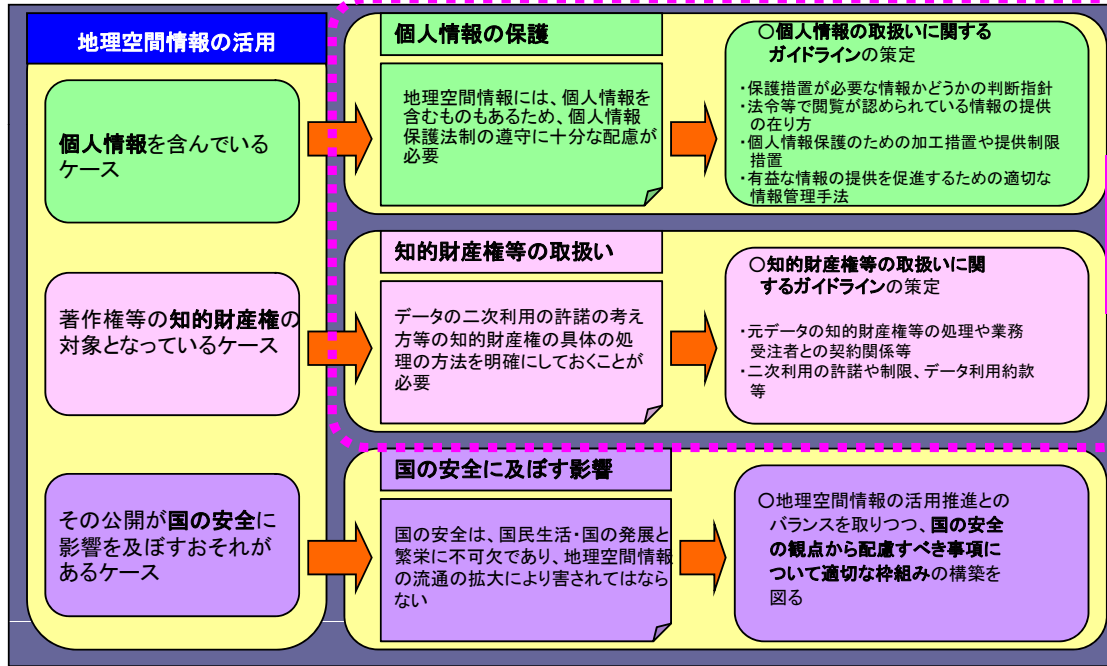
- ・コンテンツの流通環境が広がることによるビジネスチャンス拡大
- ・携帯電話と衛星測位機能を組合せたサービス発展への期待

GPS機能付き携帯電話

ふり返し ③

地理空間情報を扱う際の問題について

再掲



ふり返し ④

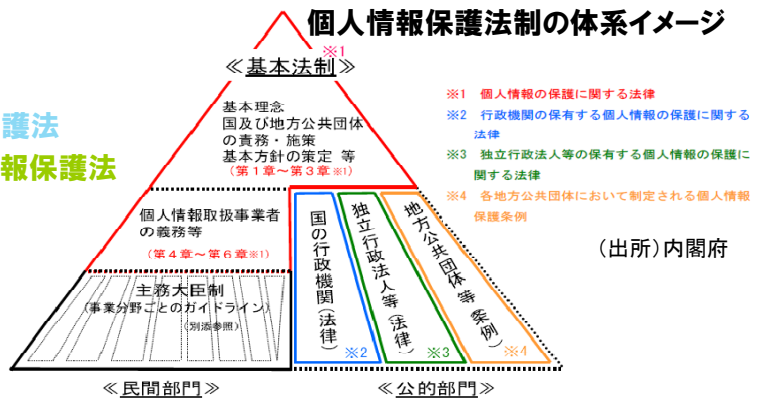
個人情報保護法に関する基礎

再掲

- ◎一般法としての個人情報保護法
(個人情報の保護に関する法律)
- ◎国の行政機関対象 ⇒ 行政機関個人情報保護法
- ◎独立行政法人等 ⇒ 独立行政法人個人情報保護法
- ◎地方公共団体 ⇒ 個人情報保護条例

【関連】情報公開法

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律



地理空間情報における個人情報の考え方

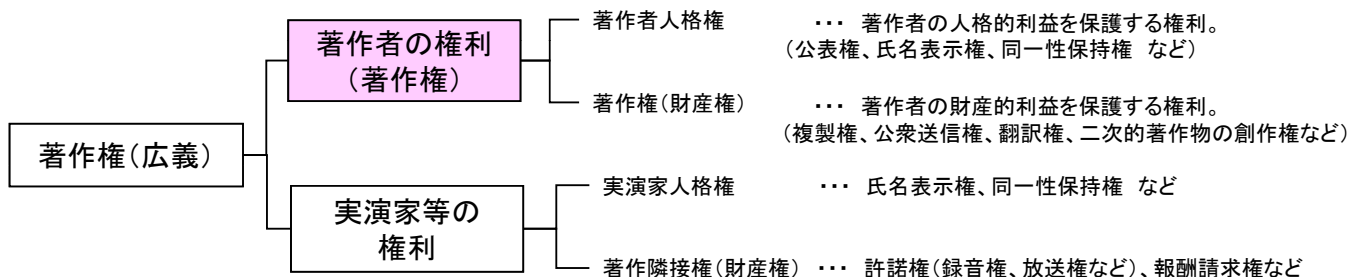
- ◎地番や居住番号等の特定の位置参照情報を含む地理空間情報は、原則個人情報
(他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報は「個人情報」)
- ◎ただし、個人情報に該当しても、ただちに利用・提供が不可能となるわけではない。
保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の検討が必要である。

ふり返し ⑤

著作権制度の概要・著作権の種類

再掲

著作権は、国際的なルール(ベルヌ条約)に従い、以下のような権利によって構成されている。著作権の範囲と内容について定めたのが「著作権法」。



地理空間情報に係る著作物性の判断の視点 (全てが著作物に該当するわけではない)

◎地図の著作物性・・・

各種素材の取捨選択、配列及び表現方法を総合したところに、地図の著作物性を認めることができる。

◎台帳・統計の著作物性・・・

構成する情報について、素材の選択や配列に創作性がある場合には、編集著作物として認められる可能性がある。